

## 市職員の「仕事」と「子育て」を両立するための人事制度の改正について

問い合わせ 職員課給与厚生係 TELO27-382-111(内線1034)



## 育児休業を取得しやすい環境の整備

## 育児休業を取得する職員の昇任・昇格の取り扱いの変更

現行 在級年数から育児休業期間の2分の1を除算。

改正後 育児休業の取得期間を除いた実際に勤務した期間が 必要在級年数の8割を満たし、かつ、勤務成績が 良好であれば、昇任・昇格の対象とする。

適用年月日 令和6年4月1日



## 男性職員の育児休業の取得状況について

